

低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請 添付図書一覧表

申請に必要な図書	添付図書チェック欄		
	適合証 あり	設計住宅 性能評価書 あり	その他
共通図書			
設計内容説明書			
付近見取図			
配置図			
仕様書（仕上げ表を含む。）			
各階平面図			
床面積求積図			
用途別床面積表			
立面図			
断面図又は矩計図			
各部詳細図			
各種計算書			
その他確認に必要な書類（ ）			
設備機器関係（住宅）			
機器表			
設備機器関係（非住宅）			
機器表			
仕様書（昇降機）			
系統図			
各階平面図			
制御図			
所管行政庁が必要と認める図書			
登録省エネ判定機関等が交付した適合証			
住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書等			
添付図書一覧表			
手数料算定表			
設計住宅性能評価書の写し <注1>			
断熱等性能等級 等級5, 6, 7			
一次エネルギー消費量等級 等級6, 7, 8			
都市の緑地の保全に配慮していることを証する図書（許可書、届出書等の写し） <注2> ※ 以下に掲げるものに該当する場合、□にチェック ⇒ 許可書・届出書等の添付必要 ※ 以下に掲げるものに該当しない場合、チェック欄に「該当なし」を記入			
<input type="checkbox"/> 緑地保全地域 <input type="checkbox"/> 特別緑地保全地区 <input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 緑地協定 <input type="checkbox"/> 生産緑地地区 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 環境緑地保全普通地区 <input type="checkbox"/> 市街化区域内の大規模建築物（兵庫県環境条例） <input type="checkbox"/> 開発事業の施行に係る緑地の整備（住環境整備条例） <input type="checkbox"/> 工場緑化（環境をまもる条例）			
建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合			
建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書等			
委任状 <注3>			

【認定できる区域であることの確認欄】

下の内容を確認のうえ、右欄の□にチェックすること。

<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 ・区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域 ・都市施設である緑地でない区域 	<input type="checkbox"/> 認定申請に係る建築物敷地が左記の区域内に存する事を確認済
---	---

<注1> 設計住宅性能評価書について

(尼崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱(以下、「市要綱」という。)抜粋)

(所管行政庁が必要と認める図書)

第5条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 登録省エネ判定機関等による事前審査を受けた新築等計画の認定の申請にあつては、尼崎市手数料条例等施行規則(平成12年尼崎市規則第21号)第3条第2項各号のいずれかに定める書面又は同条第3項に定める書面(以下「適合証等」という。)

(尼崎市手数料条例等施行規則抜粋)

(申請書の添付書類)

第3条 略

2 建築物等手数料条例別表第8第1項の表の右欄Aの規則で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1)～(3) 略

3 建築物等手数料条例別表第8第1項の表備考1の規則で定めるものは、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下「設計住宅性能評価書」という。)であつて、建築物の全体について日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。)に規定する断熱等性能等級(以下「断熱等性能等級」という。)が5から7までのいずれかである旨及び表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級(以下「一次エネルギー消費量等級」という。)が6から8までのいずれかである旨の評価がされているものとする。

<注2> 都市の緑地の保全への配慮について(市要領抜粋)

(認定基準)

第2条 新築等計画は、法第54条第1項各号に掲げる認定基準(以下「新築等計画認定基準」という。)に適合しなければならない。

2 法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。以下「基本方針」という。)4.(2)③に規定する都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、市長が都市の緑地の保全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 次に掲げる区域内にあるものにあつては、当該各区域に係る緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合は、認定しない。

ア 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条に規定する緑化地域

エ 都市緑地法第45条第2項第1号に規定する緑地協定区域

オ 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に規定する生産緑地地区

カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第70条に規定する建築協定区域

キ 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号。以下「兵庫県環境条例」という。)

第97条に規定する環境緑地保全普通地区環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号。以下「兵庫県環境条例」という。)第97条に規定する環境緑地保全普通地区

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内にあるものにあつては、兵庫県環境条例第118条の2第1項に規定する建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合は、認定しない。

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内にあるものは、認定しない。

(4) 尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号)第16条第1項の規定により同項第3号に規定する緑地の整備を行う開発事業にあつては、同項に規定する規則で定める基準(緑地に関するものに限る。)に適合しない場合は、認定しない。

(5) 尼崎市の環境をまもる条例(平成12年尼崎市条例第51号)第74条第1項に規定する規則で定める面積以上の敷地にあつては、同項に規定する規則で定めるところによる緑化が図られない場合は、認定しない。

3 前項第1号及び第2号の基準の適用は、届出等が必要な建築物に限る。

<注3> 委任状について

申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名(電話番号を含む)、事務所の別(行政書士事務所、一級建築士事務所等)、代理者の氏名及び身分(行政書士、一級建築士等)を記入してください。

<注4> 申請図書の必要部数

認定申請に必要な部数は正本1部、副本1部（適合証等を添付しない場合は2部）です。

また、変更認定申請の場合は変更内容が分かる図書を添付し、前回の認定通知書又はその写し（適合証等を添付しない場合は2部）を添えて提出してください。

なお、建築基準関係規定に関する審査をあわせて申し出る場合は、建築基準法第6条第1項に規定する図書等（構造計算適合性判定が必要な場合はその適合判定通知書又はその写しを含む）の正本1部、副本2部をあわせて提出してください。